

わが国無償資金協力による建設施設および調達機材の銘板（標準例）

1. 施設案件（銘板等）



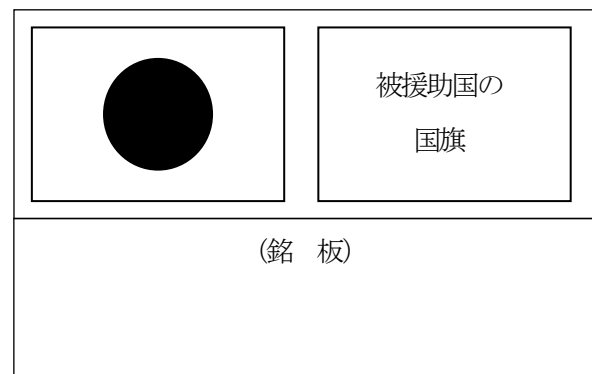
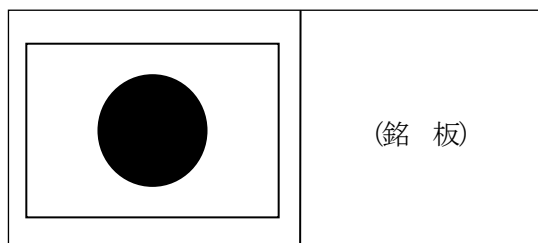
〈注1〉 仏： DON DU PEUPLE JAPONAIS COMME SYMBOLE DE L' AMITIÉ ET DE LA COOPÉRATION ENTRE LE JAPON ET ○○○

西： DONACION DEL PUEBLO JAPONES COMO UNA PRUEBA DE AMISTAD Y COOPERATION ENTRE JAPON Y○○○

〈注2〉 現地公用語での表示と二段書きにすることが望ましい。

〈注3〉 銘板については、以下の例を参考として日章旗ステッカー又は両国（日本及び被援助国）の国旗を銘板とともに描くこととする。ただし、当該国における国民感情や特殊事情（宗教・政治等）を考慮し、日章旗マークを用いることが適当でないと考えられる場合には、日本国大使館にその旨連絡し、判断を仰ぐこととする（大使館のない国については、JICA 本部を通じ、外務省から了解を取り付ける。）。

〈注4〉 銘板には、竣工年を記載すること。



2. 資機材案件（ステッカー）

- （1）原則的にアルミニウム板で日章旗ステッカーを表示したステッカーを作成する。
- （2）前出参考資料 1 1 〈注 4〉の最小使用サイズに留意し、機材の大きさに合わせて適宜サイズを設定する。
- （3）車輛・重機械等の大型機材について、相手国国旗を組み合わせるよう要望があった場合には、施設案件の銘板を参考として適宜対応する。
- （4）貼付対象は、予備品・付属品等を含むすべての機材とするが、消耗品、著しく小型のもの、壊れやすいもの、表示することにより機材の効用が損なわれる恐れのあるものについてはその貼付を省略することができる。パンフレット等の出版物にも表示する。